

秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正することについて

秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を別紙のと
おり改正するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

国家公務員に準じて、退職手当の基本額に係る調整率を引き下げるため、改
正するものであります。

秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和58年秦野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第3項前段中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第2条 秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年秦野市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号 秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| 秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 5 8 年秦野市条例第 1 6 号）の一部改正 | |
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(特例措置)</p> <p>3 当分の間、秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 8 年秦野市条例第 6 号。以下「退職手当条例」という。）第 3 条から第 5 条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 3 5 年以下である者に対する退職手当の基本額は、退職手当条例第 3 条から第 5 条の 4 までの規定により計算して得られた額にそれぞれ <u>1 0 0 分の 8 3. 7</u> を乗じて得た額とする。この場合において、退職手当条例第 7 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは「前条及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 5 8 年秦野市条例第 1 6 号）附則第 3 項前段」とする。</p> <p>4－6 (略)</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(特例措置)</p> <p>3 当分の間、秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 8 年秦野市条例第 6 号。以下「退職手当条例」という。）第 3 条から第 5 条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 3 5 年以下である者に対する退職手当の基本額は、退職手当条例第 3 条から第 5 条の 4 までの規定により計算して得られた額にそれぞれ <u>1 0 0 分の 8 7</u> を乗じて得た額とする。この場合において、退職手当条例第 7 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは「前条及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 5 8 年秦野市条例第 1 6 号）附則第 3 項前段」とする。</p> <p>4－6 (略)</p> |
| 秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 8 年秦野市条例第 1 2 号）の一部改正 | |
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> |

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の秦野市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の秦野市職員の退職手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条から第5条の3まで及び第7条、附則第7項の規定による改正前の秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（以下この項及び第4項において「昭和58年条例第16号」という。）附則第3項から第5項まで、附則第8項の規定による改正前の秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（以下この項及び第4項において「昭和62年条例第24号」という。）附則第2項並びに附則第9項の規定による改正前の秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（以下この項及び第4項において「平成15年条例第16号」という。）附則第11項の規定により計算した額（同日までの勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により、又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の条例第5条の規

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の秦野市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の秦野市職員の退職手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条から第5条の3まで及び第7条、附則第7項の規定による改正前の秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（以下この項及び第4項において「昭和58年条例第16号」という。）附則第3項から第5項まで、附則第8項の規定による改正前の秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（以下この項及び第4項において「昭和62年条例第24号」という。）附則第2項並びに附則第9項の規定による改正前の秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（以下この項及び第4項において「平成15年条例第16号」という。）附則第11項の規定により計算した額（同日までの勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により、又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の条例第5条の規

定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の同日までの勤続期間を35年として改正前の昭和58年条例第16号附則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額が改正後の条例第2条の3から第5条の4まで及び第7条から第7条の5まで、昭和58年条例第16号附則第3項から第5項まで、昭和62年条例第24号附則第2項並びに平成15年条例第16号附則第11項の規定により計算した退職手当の額(以下「改正後の条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 前項の場合において、施行日の前日までの勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)に係る調整率については、同項中「100分の83.7」とあるのは「104分の83.7」とする。

4-11 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の同日までの勤続期間を35年として改正前の昭和58年条例第16号附則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87を乗じて得た額が改正後の条例第2条の3から第5条の4まで及び第7条から第7条の5まで、昭和58年条例第16号附則第3項から第5項まで、昭和62年条例第24号附則第2項並びに平成15年条例第16号附則第11項の規定により計算した退職手当の額(以下「改正後の条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 前項の場合において、施行日の前日までの勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)に係る調整率については、同項中「100分の87」とあるのは「104分の87」とする。

4-11 (略)